

各工程の「自動車リサイクルシステム申込書」以外に以下の書類が必要です。

		申込する業			
		引取業	フロン類回収業	解体業・破砕業	並行輸入業・中古車輸出業
申 込 の 種 類	はじめて自動車リサイクルシステムに登録	①自治体発行の「引取業登録通知書」の写し (登録を行った自治体数分) ②口座情報記入用紙	①自治体発行の「フロン類回収業登録通知書」の写し (登録を行った自治体数分)	①自治体発行の「許可証」の写し (許可を受けた自治体数分) ②「許可申請書」(要受領印)の写し (申請した自治体数分)	①法人または団体の場合 交付後3か月以内の登記簿謄本(コピー不可) ②個人の場合 交付後3か月以内の住民票抄本(コピー不可)
	新たに事業所を追加 または 登録済の事業所に工程を追加	①自治体発行の「引取業登録通知書」の写し (登録を行った自治体数分) ②口座情報記入用紙(別事業所で既に引取工程を登録している場合は不要)			
	登録済の事業者情報の変更	以下の情報を変更する場合、最新の「 引取業登録通知書 」の写し ・事業者名、事業所名 ・事業者の代表者名 ・事業者、事業所の所在地	以下の情報を変更する場合、最新の「 フロン類回収業登録通知書 」の写し ・事業者名、事業所名 ・事業者の代表者名 ・事業者、事業所の所在地 ・フロン類の取扱い種別	以下の情報を変更する場合、最新の 許可証 の写し ・事業者名 ・事業者の代表者名 ・事業者の所在地	以下の情報を変更する場合 ・事業者名 ・事業者の代表者名 ・事業者の所在地 ①法人または団体の場合 交付後3か月以内の最新の 登記簿謄本(コピー不可) ②個人の場合 交付後3か月以内の最新の 住民票抄本(コピー不可)
	登録済の事業所情報の変更			以下の情報を変更する場合、最新の 変更届出書(要受領印) の写し ・事業所名 ・事業所の所在地 ただし、事業の範囲(破砕業のみ)を変更する場合は、 変更許可申請書(要受領印) の写し	